

Q&A 「キャラクター」に関する知的財産法

「キャラクター」をめぐる権利制限規定

～私的複製・写り込み・引用・オーバーライド問題について～

弁護士・弁理士 柴田 和彦

1 はじめに

漫画、アニメ、ゲーム等に登場する「キャラクター」¹は、漫画等の作品の構成要素にとどまらず、様々な商品や広告等に利用され、独立した経済的価値を有する知的財産として広く流通している。近時は、デジタル技術の普及やインターネット上のコンテンツ利用の日常化、さらにはAI技術の発展により、キャラクターの利用態様は多様化と大衆化をみせており、これに伴うキャラクターに関する著作権侵害の成否は、権利者・利用者双方にとって大きな関心事となっている。

著作権法は、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする」(著作権法(以下、単に「法」という。)1条)。言い換えれば、著作権法は、「文化の発展に寄与する」という目的を実現するための手段として、「文化的所産の公正な利用」と「著作者等の権利の保護」を挙げているが、両者の緊張関係を調整する機能を担うのが権利制限規定である。

本稿では、キャラクターの利用との関係で実務上問題となることが多い①私的複製(法30条)、②写り込み(法30条の2)、③引用(法32条)に関する問題、そして、このような権利制限規定を契約によって排除できるかという④オーバーライド問題について取り上げた上で、最後に、これらの問題に対する実務上の対応策について紹介することにした。

2 権利制限規定の概要

(1) 権利制限規定とは

Q 「権利制限規定」とは何か？

A 一定の公益的・社会的要請に基づき、例外的に、著作権(財産権)の効力を制限する著作権法上の規定(法30条乃至47条の7)である。これらの権利制限規定に該当する著作物の利用行為は、著作権侵害を構成しない。

1 本稿においては、「キャラクター」とは、人々の間で共有される抽象的なイメージではなく、その姿や形が絵画的・画像的に表現されたものを指すものとする。

ア 権利制限規定の意義

著作権法は、著作権者に対して、複製権、公衆送信権、翻案権等の排他的権利を付与し、その経済的利益を保護している。したがって、これらの支分権に抵触する態様で著作物を利用しようとする者は、原則として、権利者から許諾を得る必要がある。

しかしながら、公益上の理由から、あるいは、当該著作物の特性や利用態様からみて権利者への影響が軽微であり、むしろ著作物の円滑な利用を図ることが適当である場合等²には、一定の要件の下で著作権という排他的権利を制限することが「文化的所産の公正な利用」と「著作者等の権利の保護」との調和、ひいては著作権法の目的である「文化の発展」に資するものであり、権利制限規定はこの調和を実現するものである。

権利制限規定に該当する行為は、著作権侵害にあらず、利用者の側からみれば、権利制限規定は、著作物の「自由利用を保証された領域」³を画する規範といえる。

イ 権利制限規定の概要

権利制限規定は、法30条から法47条の7にわたり、基本的に、適法とする利用場面を個別具体的に列挙しており、大別すると以下の3つに整理できる。

第一は、私的領域における利用である。個人又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内における私的使用を目的とする複製を許容する法30条がその典型であり、これに付随する翻訳・翻案等を認める法47条の6も同様の系譜に属する。

第二に、公益的・社会的目的に基づく利用である。引用（法32条）、教科用図書等への掲載（法33条）、学校教育における複製・公衆送信（法35条）、試験問題としての複製（法36条）、非営利・無料の上演等（法38条）、時事事件の報道のための利用（法41条）などがこれに属する。

第三に、情報通信技術の進展によるデジタル化・ネットワーク化・情報化に伴う利用である。平成30年著作権法改正（平成31年1月1日施行）⁴は、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応するための「柔軟な権利制限規定」の整備を主要な柱の一つとして、①著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法30条の4）、②電子計算機における著作物の利用に付随する利用等（法47条の4）、③電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等（法47条の5）という3類型の包括的権利制限規定を新設した⁵。これにより、機械学習用データの収集・蓄積等、AI開発に不可欠な著作物利用の多くが権利者の許諾なく行い得ることが明文化された。

2 作花文雄『詳解著作権法〔第6版〕』（ぎょうせい・2022年）308頁参照

3 中山信弘『著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2023年）357頁

4 「著作権法の一部を改正する法律」（平成30年法律第30号）。なお、その概要は、文化庁「著作権法の一部を改正する法律 概要説明資料」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf）参照。

5 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4、第47条の4及び第47条の5関係）」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_17.pdf）参照。